

令和3年2月10日

## 民生環境常任委員協議会会議概要

委員長 村川みどり

副委員長 澁谷洋子

1 開催日時 令和3年2月10日（水曜日）午前10時58分～午後0時3分

2 開催場所 第3・第4委員会室

### 3 報告事項

(1) 令和3年第1回定例会提出予定案件

- ①青森市ふれあいの館条例を廃止する条例の制定について
- ②青森市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の制定について
- ③青森市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例及び青森市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- ④青森市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について
- ⑤青森市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- ⑥青森市病院料金及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- ⑦青森市立高等看護学院条例の一部を改正する条例の制定について

(2) その他

- ①ごみの減量化の進捗状況について
- ②「青森市地域福祉計画」、「青森市障がい者総合プラン」及び「青森市子ども総合プラン」の一部改定について
- ③青森市高齢者福祉・介護保険事業計画第8期計画の策定について
- ④青森市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

### ○出席委員

委員長	村川みどり	委員	小豆畑 緑
副委員長	澁谷洋子	委員	渡部 伸 広
委員	赤平 勇 人	委員	木戸 喜美男
委員	奈良 祥 孝	委員	花田 明 仁
委員	中村 節 雄		

### ○欠席委員

なし

**○説明のため出席した者の職氏名**

環境部長 長井道隆  
福祉部長 館山新  
保健部長 浦田浩美  
市民病院事務局長 岸田耕司  
環境部次長 川村敬貴  
福祉部次長 福井直文  
福祉部参事 加福拓志  
保健部次長 山口朋子

保健部参事 佐々木祐子  
市民病院事務局次長 加福理美子  
福祉政策課長 白坂孝志  
市民病院事務局総務課長 小鹿正憲  
介護保険課長 福島清裕  
介護保険課副参事 田村亜希世  
関係課長等

**○事務局出席職員氏名**

議事調査課主査 小山隆  
議事調査課主査 山内克昌

議事調査課主査 猪口茂樹

**○村川みどり委員長** ただいまから、民生環境常任委員協議会を開会いたします。  
本日の案件に先立ち、理事者の皆様に私から申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、いわゆる3つの密を最小限とするため、次長級以下の職員の委員会室への入室については、引き続き、必要最小限の人数にとどめるよう御配慮願います。

それでは、本日の案件に入ります。

「令和3年第1回定例会提出予定案件」について、報告を求めます。

なお、質疑については、事前審査とにならないようお願いいたします。

初めに、「青森市ふれあいの館条例を廃止する条例の制定について」報告を求めます。福祉部長。

**○館山新福祉部長** 令和3年第1回定例会に提出を予定しております青森市ふれあいの館条例を廃止する条例の制定について御説明いたします。

資料を御覧ください。

条例の制定理由についてであります。障害のある方に懇談・休養・交流の場を提供することにより、社会参加の推進と福祉の増進を図ることを目的として昭和57年に設置いたしました青森市ふれあいの館について、施設の老朽化が著しいこと、また、昨年4月に青森市総合福祉センターから子ども支援センターが元気プラザに移転したことに伴い、その空きスペースに、令和3年4月から青森市ふれあいの館の機能を移転することといたしました。このことから、青森市ふれあいの館条例を廃止する条例を制定しようとするものであります。

なお、本条例の施行期日は、令和3年4月1日を予定しております。

説明は以上でございます。

**○村川みどり委員長** ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。赤平委員。

**○赤平勇人委員** 確認しますが、ふれあいの館そのものも取り壊す、廃止するということでよろしいのでしょうか。

**○村川みどり委員長** 福祉部長。

**○館山新福祉部長** ふれあいの館は、今、機能が総合福祉センターのほうに移転します。その残された建物については、今後、関係部局と相談しながら協議してまいりたいと考えております。

**○村川みどり委員長** 赤平委員。

**○赤平勇人委員** 最近の利用状況——今、コロナでなかなか利用する人もいないと思うんですけども——はどうでしょうか。

**○村川みどり委員長** 福祉部長。

**○館山新福祉部長** 令和2年度の12月末時点での利用者数になりますけれども、障害者団体が334人、福祉団体が349人、あと、一般の方が816人、計1499人の利用となっております。

○村川みどり委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 分かりました。

○村川みどり委員長 ほかに発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○村川みどり委員長 なければ質疑はこれにて終了いたします。

次に、「青森市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の制定について」報告を求めます。福祉部長。

○館山新福祉部長 令和3年第1回定例会に提出を予定しております青森市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

お手元の資料を御覧ください。

初めに、制定理由についてであります。本条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が令和3年4月1日から施行されることに伴い、青森市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等、関係する条例について、所要の改正をするものであります。

本条例により改正いたしますのは、「2 改正する条例」に記載のある7条例となっております。

次に、改正内容についてであります。〔1〕といたしまして、効果的な就労支援や障害児者のニーズを踏まえたきめ細やかな対応を図るため、アとして効果的な就労支援に向けた取組を推進することとし、就労移行支援事業における就労支援員の常勤要件の緩和などをするものであります。

次に、〔2〕といたしまして、医療的ケア児への支援などの障害児支援の推進を図るため、アの医療的ケアが必要な障害児への支援を推進することとし、医療的ケア児の受入れに当たり看護師を配置する事業所における人員基準の変更、イの支援の質の向上を推進することとし、従業者要件の障害福祉サービス経験者を廃止し、保育士及び児童指導員のみ限定するものであります。

2ページを御覧ください。

〔3〕感染症や災害への対応力の強化を図るため、アの日頃からの備えや業務継続に向けた取組を推進することとし、感染症の発生及び蔓延等の予防に関する取組として、訓練の実施、委員会の開催、指針の整備の義務化など、イの支援の継続を見据えた緩和を図るため、担当者会議、委員会等の開催に当たってテレビ電話等の活用を可能とするなどの取組を推進していくこととしております。

次に、〔4〕障害福祉サービス等の持続可能性の確保と適切なサービス提供を行うための見直しを図るため、アの障がい者虐待の防止への取組と身体拘束等の適正化に取り組むこととし、障害者虐待の防止への取組として、従業者への研修の実施、委員会の設置、責任者の設置の義務化など、イの障害福祉現場の人材確保・業

務効率化を図ることとして、ハラスメントを防止するための方針の明確化等を義務化することとしております。

次に、「(5) その他」といたしましては、運営規程等の重要事項の掲示方法の緩和などするものであります。

なお、本条例の施行期日につきましては、本年4月1日を予定しております。

説明は以上でございます。

**○村川みどり委員長** ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。赤平委員。

**○赤平勇人委員** 就労支援員の常勤要件の緩和とありますが、その具体的な内容についてお示してください。

**○村川みどり委員長** 福祉部長。

**○館山新福祉部長** これまでは、常勤職員を1名以上の配置が必要でありましたが、常勤換算による配置が可能となったため、パートタイムの職員や別事業所と兼務している職員を複数名配置することによっても、人員基準を満たすことができるようになりました。これによりまして、職員の離職防止や定着促進が図られるものと考えております。

**○村川みどり委員長** 赤平委員。

**○赤平勇人委員** 就労支援員の推移は分かりますか。

**○村川みどり委員長** 福祉部長。

**○館山新福祉部長** すみません。今、資料を持ち合わせておりません。

**○村川みどり委員長** 赤平委員。

**○赤平勇人委員** 後でお願いします。

以上です。

**○村川みどり委員長** 福祉部長。

**○館山新福祉部長** 分かりました。

**○村川みどり委員長** ほかに発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○村川みどり委員長** なければ質疑はこれにて終了いたします。

次に、「青森市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例及び青森市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」報告を求めます。福祉部長。

**○館山新福祉部長** 令和3年第1回定例会に提出を予定しております青森市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例及び青森市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

資料を御覧ください。

条例の制定理由及び改正概要につきまして、初めに、母子支援員の資格要件の拡

大及び放課後児童支援員の資格要件の拡大につきまして御説明いたします。

平成 29 年 5 月 31 日に公布された学校教育法の一部を改正する法律により、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を展開させることを目的とする専門職大学が平成 31 年 4 月から創設されたところであります。

専門職大学は 4 年制課程であり、これを前期 2 年、後期 2 年、または、前期 3 年、後期 1 年の課程に区分することができることとなっております。

児童福祉施設の設備及び運営に関する国の基準及び放課後児童健全育成事業に関する国の基準におきましては、専門職大学の創設に合わせ、母子支援員及び放課後児童支援員の資格要件の一つとして、専門職大学の前期課程を修了した者を含める規定が既に整備されているところであります。

令和 3 年 3 月をもちまして、専門職大学の前期課程 2 年が修了することから、本市におきましても、母子支援員及び放課後児童支援員の資格要件の一つとして、専門職大学の前期課程を修了した者を含める規定を整備するため、国の基準と同様の改正を行おうとするものであります。

次に、母子生活支援施設の職員の資格要件の拡大につきまして、御説明いたします。

資料 2 ページを御覧ください。

児童福祉施設の設備及び運営に関する国の基準におきましては、母子生活支援施設の心理療法担当職員の資格要件の一つとして、大学院において、心理学を専修する研究科もしくはこれに相当する課程を修めて卒業した者を含める改正が行われ、令和 3 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、国の基準と同様の改正を行おうとするものであります。

なお、本条例の施行期日は、令和 3 年 4 月 1 日からを予定しております。

説明は以上でございます。

**○村川みどり委員長** ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○村川みどり委員長** 質疑はないものと認めます。

次に、「青森市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について」報告を求めます。福祉部長。

**○館山新福祉部長** 令和 3 年第 1 回定例会に提出を予定しております青森市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

お手元の資料を御覧ください。

初めに、制定理由についてであります。本条例は、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の一部を改正する省令が令和 2 年 6 月 5 日に、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する

省令が令和3年1月25日に公布されたことに伴い、青森市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等、関係する条例について、所要の改正をしますのであります。

本条例により改正いたしますのは、「2 改正する条例」に記載のある13条例となります。

2ページを御覧ください。

次に、改正内容ですが、(1)として、感染症や災害への対応力強化を図るため、アの日頃からの備えと業務継続に向けた取組を推進することとし、全てのサービスに、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練の実施を義務化するものであります。

次に、「(2) 地域包括ケアシステムの推進」を図るため、アの認知症への対応力向上に向けた取組を推進することとし、医療・福祉関係の資格を有さない介護職員に認知症介護基礎研修の受講の義務化、イの医療と介護の連携を推進することとし、薬剤師の介護支援専門員等への情報提供について明確化するほか、その他記載のとおり取り組んでいくこととしております。

次に、「(3) 自立支援・重度化防止の取組の推進」を図るため、アのリハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の取組の連携・強化をしていくこととし、口腔衛生管理体制を整備、管理栄養士等を配置し栄養管理を強化、イの介護サービスの質の評価と介護関連データを活用した科学的介護の取組を推進していくこととし、介護保険等関連情報等を活用した介護サービスの質の向上を図ることとしております。

次に、「(4) 介護人材の確保・介護現場の革新」を図るため、アの介護職員の処遇改善や職場環境の改善に向けた取組を推進していくこととし、適切なハラスメント対策の実施、イのテクノロジーの活用や人員基準・運営基準の緩和を通じた業務効率化・業務負担軽減を推進していくこととし、サービス担当者会議等においてテレビ電話等を活用など、取り組むこととしております。

次に、「(5) 制度の安定性・持続可能性の確保」を図るため、アの評価の適正化・重点化を推進していくこととし、閉鎖的なサービス提供が行われないよう訪問系サービス事業所等のサービスの適正化などするものであります。

次に、「(6) 居宅介護支援事業所における管理者要件の緩和」といたしましては、主任介護支援専門員を管理者とする要件を緩和するものであります。

次に、「(7) その他」といたしましては、施設系サービスに、事故発生の防止のための安全対策の担当者の設置を義務化、高齢者虐待防止の推進として、委員会の開催、指針の整備等を義務化などするものであります。

なお、本条例の施行期日につきましては、一部を除き、本年4月1日を予定しております。

説明は以上でございます。

**○村川みどり委員長** ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。



赤平委員。

○**赤平勇人委員** まず、(2) 地域包括ケアシステムの推進のウのところにある緩和——1ユニットの定員を15人を超えない範囲で緩和——とありますが、現状との変更点についてお示してください。

○**村川みどり委員長** 福祉部長。

○**館山新福祉部長** 担当課から答えさせます。

○**村川みどり委員長** 担当課。

○**田村亜希世介護保険課副参事** 今現在、1ユニット10人となっておりますが、それを15人にして緩和という意味であります。

○**村川みどり委員長** 赤平委員。

○**赤平勇人委員** 10人を15人に変えるということなんですけれども、職員の配置は変更ないですか。単純に利用者の定員を変えるということなんですか。

○**村川みどり委員長** 福祉部長。

○**館山新福祉部長** 職員の条件は変わりません。今までどおりという形になります。

○**村川みどり委員長** 赤平委員。

○**赤平勇人委員** それから、(4)の介護人材の確保・介護現場の革新のイのところにある「認知症グループホームにおける夜間・深夜時間帯の職員体制の緩和」について、具体的にお示してください。

○**村川みどり委員長** 福祉部長。

○**館山新福祉部長** 担当課のほうから答えさせます。

○**村川みどり委員長** 担当課。

○**田村亜希世介護保険課副参事** 今現在、1ユニットに夜間・深夜時間帯の職員1人となっているんですが、ユニット——例えば2ユニットあつたりしますけれども、1事業所に1人というふうに変わります。

以上です。

○**村川みどり委員長** 赤平委員。

○**赤平勇人委員** さらにその下、「地域密着型特別養護老人ホームのサテライト型居住施設における生活相談員配置の緩和」とありますが、これも具体的に内容をお示してください。

○**村川みどり委員長** 福祉部長。

○**館山新福祉部長** 担当課から答えさせます。

○**村川みどり委員長** 担当課。

○**福島清裕介護保険課長** 介護保険課の福島と申します。サテライト型ユニットの施設につきまして、本体施設の生活相談員により、居住者、入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、生活相談員を置かないことを可能とするものであります。

以上です。

○村川みどり委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 今までは、必ず置かなければいけなかったものを、置かなくてもよいという要件が出てくるということによろしいのでしょうか。

○村川みどり委員長 福祉部長。

○館山新福祉部長 そのとおりであります。

○村川みどり委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 分かりました。

○村川みどり委員長 ほかに発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○村川みどり委員長 なければ質疑はこれにて終了いたします。

次に、「青森市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」報告を求めます。福祉部長。

○館山新福祉部長 令和3年第1回定例会に提出を予定しております青森市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

お手元の資料を御覧ください。

初めに、制定理由についてであります。令和3年度から令和5年度までの3年間を計画期間とする青森市高齢者福祉・介護保険事業計画第8期計画の策定及び健康保健法施行令等の一部を改正する政令における介護保険法施行令の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

次に、「2 改正内容」を御覧ください。

このたびの条例改正の内容であります。まず、1つ目といたしまして、介護保険料の対象期間の変更につきましては、第8期計画の策定に伴い、令和3年度から令和5年度までの保険料を第7期と同額と設定したことから、平成30年度から令和2年度までとなっている対象期間を令和3年度から令和5年度までに変更しようとするものであります。

詳しい内容につきましては、後ほど、報告事項その他の案件③「青森市高齢者福祉・介護保険事業計画第8期計画の策定について」の中で御説明させていただきます。

次に、2つ目といたしまして、所得指標の変更につきましては、令和2年度の税制改正に伴いまして、低未利用土地等の長期譲渡所得の特別控除が創設されたことから、本条例の合計所得金額について、当該特別控除適用後の金額となるよう変更しようとするものであります。

次に、3つ目といたしまして、保険料減免の特例の対象期間の変更につきましては、世帯の生計を維持することが著しく困難であると認められる者を対象とする保険料減免の特例について、継続して減免できるようにするため、平成30年度から令和2年度までとなっている対象期間を令和3年度から令和5年度までに変更しようとするものであります。

次に、4つ目といたしまして、令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例につきましては、平成30年度税制改正に伴いまして、給与所得控除及び公的年金等控除を10万円引き下げるとともに、基礎控除を同額引き上げることとされたことから、意図せざる影響や不利益が生じないように、介護保険法施行令の改正により、令和3年度から令和5年度までの保険料に係る所得段階の算定方法を変更しようとするものであります。

なお、本条例の施行期日につきましては、本年4月1日を予定しております。

説明は以上でございます。

**○村川みどり委員長** ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。赤平委員。

**○赤平勇人委員** 保険料の減免特例の話なんですけれども、これはコロナによる減収というのも入るんでしょうか。

**○村川みどり委員長** 福祉部長。

**○館山新福祉部長** 担当課から答えさせます。

**○村川みどり委員長** 担当課。

**○福島清裕介護保険課長** 介護保険課の福島と申します。今回の低収入減免に関しましては、コロナの収入減による減免は対象となっております。

**○村川みどり委員長** 赤平委員。

**○赤平勇人委員** 現在、その特例は別にあるんですよね。

**○村川みどり委員長** 福祉部長。

**○館山新福祉部長** 担当課から答えさせます。

**○村川みどり委員長** 担当課。

**○福島清裕介護保険課長** 現在、コロナの低収入減免は行っております。

**○村川みどり委員長** 赤平委員。

**○赤平勇人委員** 分かりました。

**○村川みどり委員長** ほかに発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○村川みどり委員長** なければ質疑はこれにて終了いたします。

次に、「青森市病院料金及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について」報告を求めます。市民病院事務局長。

**○岸田耕司市民病院事務局長** 令和3年第1回定例会に提出を予定しております青森市病院料金及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

令和3年5月開院予定の新浪岡病院では、現病室には設置されていなかった冷房設備を完備するとともに、特室については、1床から7床に増床し、幅広タイプのベッドやインターネット環境を完備するなど、より快適な入院生活を送れるよう環境を整備した特室を提供することとしております。

これに伴い、浪岡病院の特室差額室料について改定することとし、青森市病院料金及び手数料条例の改正を行うものであります。

なお、特室差額室料については、青森市民病院特室の面積、設備等と比較考量し、青森市民病院特室（B）－1－1タイプ、6600円及び特室（B）－2タイプ、5060円と同額とするものであります。

改正内容についてであります。青森市病院料金及び手数料条例の別表、第2条関係で定めております選定療養費のうち、浪岡病院の特室差額室料の1日当たりの料金について、現行3300円から、特室（A）は6600円、特室（B）は5060円に改定するものであります。

特室（A）、（B）それぞれの部屋数、面積、設備の内容につきましては、資料に記載のとおりとなっております。

施行期日につきましては、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日としております。

説明は以上でございます。

**○村川みどり委員長** ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。赤平委員。

**○赤平勇人委員** 特室について、現行1床あったということなんですが、利用状況はどんなものなんでしょうか。

**○村川みどり委員長** 市民病院事務局長。

**○岸田耕司市民病院事務局長** 令和元年度の利用になりますけれども、2日になります。令和2年度については、11月までで9日間の利用となっております。

**○村川みどり委員長** 赤平委員。

**○赤平勇人委員** 額の根拠なんですけれども、市民病院の特室の面積、設備等を考慮したということなんですけれども、現行の1床から、例えば面積が増えるとか、そういうことではないということなんですか。

**○村川みどり委員長** 市民病院事務局長。

**○岸田耕司市民病院事務局長** 現行の浪岡病院の特室の面積について申し上げますと、現行の面積は15.2平方メートルになります。今回、浪岡病院の特室の（A）のほうの——3室ありますけれども——その面積は16.3平方メートルから16.9平方メートルになります。Bのほうは13.2平方メートルと、現行の面積よりも若干小さくはなりますけれども、テレビであったりハイグレードのベッドであったり、そういったものが提供されていくことになります。

**○村川みどり委員長** 赤平委員。

**○赤平勇人委員** 設備の内容は変更ありますか。

**○村川みどり委員長** 市民病院事務局長。

**○岸田耕司市民病院事務局長** 先ほど申し上げましたとおり、今の現行の設備は14インチのテレビになります。新しいほうになりますと19インチのテレビ、ベッドに

についても普通のベッドになりますけれども、新しいほうの（A）、（B）には全てハイグレードベッドということで、幅広マットのベッドもついております。インターネット環境も整備しております。浪岡病院の新病院の（A）のほうは、シャワーもついております。現行のほうもシャワーはあるんですけれども、新しくきれいな環境を整えるといったことになっております。

○**村川みどり委員長** 赤平委員。

○**赤平勇人委員** 分かりました。

○**村川みどり委員長** ほかに発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**村川みどり委員長** なければ質疑はこれにて終了いたします。

次に、「青森市立高等看護学院条例の一部を改正する条例の制定について」報告を求めます。市民病院事務局長。

○**岸田耕司市民病院事務局長** 令和3年第1回定例会に提出を予定しております青森市立高等看護学院条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

青森市立高等看護学院は、本市における看護医療体制の向上と地域医療の強化を図ることを目的に、准看護師が看護師になるために働きながら学ぶ夜間定時制2年過程の看護師養成所として、昭和47年に開学しております。

当学院の受験手数料、入学金及び授業料は、昭和47年の開学以降、改定されておらず、授業料等の収入と運営経費の差が拡大しており、同様の運営形態を取る他の定時制看護師養成所と比較すると低すぎる現状にあります。

市では、青森市行財政改革プラン（2019～2023）において、持続可能な財政運営を1つの柱と掲げ、その中で、受益者負担の適正化に取り組んでいくこととしております。

受益者負担の適正化、他の定時制看護師養成所との均衡の観点から、青森市立高等看護学院の受験手数料、入学金及び授業料を改定することにより経営基盤の強化を図ろうとするものであります。

なお、授業料の改定に当たり、災害による被災等により授業料の負担が困難なことも想定されますことから、授業料の減免についても新設するものであります。

受験手数料、入学金及び授業料の改定の内容についてであります。受験手数料は、現行500円を5000円に改定し、令和4年1月実施予定の令和4年度入学試験から、入学金は、現行1000円を5000円に改定し、令和4年度入学試験の合格者から適用することとしております。

授業料については、現行月額3000円を1万円に改定するものであります。激変緩和措置として、段階的に引き上げることとし、令和4年度の入学生から月額5000円に、令和5年度の入学生からは月額7000円とし、卒業するまで入学時に適用された授業料を適用することとしており、令和6年度の入学生から月額1万円とするこ

ととしております。

なお、現在、在籍している学生及び令和3年度に入学する学生の授業料につきましては、これまでどおり、卒業するまで月額3000円となります。

次に、授業料の減免についてであります。先ほど改正の趣旨で御説明いたしましたが、授業料の改定に当たり、災害による被災等により授業料の負担が困難なことも想定されることから、特別の理由があると認めるときは、授業料を減免することができる規定を第8条として新設するものであります。

最後に、施行期日であります。受験手数料及び入学金の規定については、令和3年4月1日、授業料の改正及び授業料の減免の規定については、令和4年4月1日を予定しております。

説明は以上でございます。

**○村川みどり委員長** ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。赤平委員。

**○赤平勇人委員** ほかの定時制看護師養成所と比較すると低すぎる現状にあると。ほかにも、今回改正する内容の金額ぐらいの水準だということではよろしいのでしょうか。

**○村川みどり委員長** 市民病院事務局長。

**○岸田耕司市民病院事務局長** 冒頭申し上げておきますけれども、うちのほうの受益者負担がどの程度かというところをまず考えております。その中で、他の学校の動向を見た上で、高すぎるとか、そういったことも踏まえてやっていることをまず御説明します。その上で、質疑のあったことについてお答えいたします。

私どもと同じ形態を取る看護師養成所、いわゆる夜間の3年制を調査いたしました。栃木県立衛生福祉大学校、ここが検定料が4400円、入学金が5000円、授業料が月額8850円、青森県の五所川原市立高等看護学院が検定料が1400円、入学金が6500円、授業料が7800円、埼玉県立川口市立看護専門学校、これは令和元年度をもって、定時制を廃止しているんですけれども、そこも参考として調べております。検定料は1万円、入学金1万円、授業料が月額1万4000円、これらを平均しますと、検定料は5267円、入学金は7167円、授業料は月額1万217円となっております。

なお、参考までに2年課程ですけれども、八戸市にも高等看護学院がありますので、八戸市立高等看護学院は全日制で2年になりますけれども、授業料は1万円、入学金は市内の方が7万5000円、市外の方が15万円、授業料は月額2万円というふうになっております。

以上でございます。

**○村川みどり委員長** 赤平委員。

**○赤平勇人委員** 今の数字、メモし切れなかったもので、もしよければ、後で資料で頂きたいというふうに思います。

それから、減免の内容ですけれども、「災害による被災等により授業料の負担が困

難」ということなのですが、あくまで、災害による被災等というだけなのでしょうか。それとも、要件については、もうちょっとほかにもあるのでしょうか。

○村川みどり委員長 市民病院事務局長。

○岸田耕司市民病院事務局長 すみません、もう1回お願いします。

○村川みどり委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 授業料の減免の要件についてですけれども、具体的な内容、減免要件について、災害による被災等というふうにあるんですけれども、これだけなのでしょうか。

○村川みどり委員長 市民病院事務局長。

○岸田耕司市民病院事務局長 いろんな事情が考えられると思っております。この減免について、働きながら学んでいくということですので、また、ここの学生については奨学金ももらいます。それらの状況を判断して、例えば、途中で学校に入っている中で、急遽自分の意思にかかわらず、例えば職を失ってしまったとか、そういったことも総合的に勘案しながら、その減免の規定は運用していく必要があるものと考えております。この減免の規定も、高等看護学院の中で運営委員会等がありますので、その運営委員会の中でも総合的に判断して検討していくということになります。

あと、申し訳ありません。先ほど答弁の中で、八戸市立高等看護学院の授業料を1万円とお答えしましたが、受験料が1万円になります。授業料は月額2万円ということになります。申し訳ありませんでした。（「すぐ分かった」と呼ぶ者あり）

○村川みどり委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 最後に、直近でよろしいので、受験者数と入学者数についてお示しく下さい。

○村川みどり委員長 市民病院事務局長。

○岸田耕司市民病院事務局長 直近の受験者数と入学者数について申し上げます。

平成30年度は、受験者数が55人に対して、入学者数が40人、令和元年度は、受験者数が38人に対しまして、入学者数が32人、令和2年度は、受験者数が28人に対して、入学者数が26人となっております。

○村川みどり委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 分かりました。

○村川みどり委員長 ほかに発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○村川みどり委員長 なければ質疑はこれにて終了いたします。

以上で、令和3年第1回定例会提出予定案件についての報告を終わります。

次に、その他の報告を求めます。

初めに、「ごみの減量化の進捗状況について」報告を求めます。環境部長。

○長井道隆環境部長 ごみの減量化の進捗状況につきまして御報告申し上げます。

資料を御覧ください。

初めに、資料左側の表1「令和2年度可燃ごみの月別排出状況（速報値）」であります。赤い太枠で囲んでいる部分が、10月から12月までの第3・四半期の排出状況となっております。青森地区では1万9704トンとなり、昨年度の同時期と比較し420トンの減少、浪岡地区では1123トンとなり、昨年度の同時期と比較して94トンの減少、平内町、今別町及び蓬田村の広域町村では969トンとなり、昨年度の同時期と比較して41トンの減少となりました。

これら第3・四半期の合計は2万1796トンとなりまして、昨年度の同時期と比較して555トン、2.5%の減少となりました。

次に、資料右上の表2「家庭系及び事業系別の可燃ごみ排出状況」であります。これは、4月から12月までの可燃ごみの排出量を、家庭系及び事業系別にまとめたものとなっております。各地区の合計では、昨年度と比較して、家庭系可燃ごみが686トンの増加、事業系可燃ごみが3160トンの減少、合計で2474トンの減少となりました。

次に、資料右真ん中の表3「可燃ごみの年度別排出状況」であります。表1でお示ししました、第3・四半期の実績を基にした年間の推計値は、各地区の令和2年度の合計では8万4864トンとなり、昨年度と比較して3156トンの減少見込みとなります。

最後に、資料右下の表4「令和2年度以降の可燃ごみの減量目標」を御覧ください。

赤い太枠で囲んでいる部分が今年度分となっております。

可燃ごみの減量目標値は、施策による減量効果及び人口減少に伴う減量を合わせて800トンとしておりますが、今年度の減量見込みにつきましては、先ほど表3で御説明したとおり、現時点では3156トンとなっております。

以上が今年度第3・四半期のごみ減量化の進捗状況となっております。

傾向といたしましては、第2・四半期と同様に、新型コロナウイルス感染症の影響の中、家庭系が増加する一方で、事業系が減少しております。例年と異なる状況となっておりますが、今後もごみ減量化の目標の達成に向け、引き続きごみの減量化に取り組んでまいります。

説明は以上でございます。

**○村川みどり委員長** ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○村川みどり委員長** 質疑はないものと認めます。

次に、「『青森市地域福祉計画』、『青森市障がい者総合プラン』及び『青森市子ども総合プラン』の一部改定について」報告を求めます。福祉部長。

**○館山新福祉部長** 「青森市地域福祉計画」、「青森市障がい者総合プラン」及び「青森市子ども総合プラン」の一部改定について御説明いたします。



本案件は、昨年2月の民生環境常任委員協議会で御報告した、本年度末をもって計画期間が満了を迎える3計画の一部改定について、青森市健康福祉審議会の各専門分科会の審議を経て取りまとめましたことから、その内容について御報告するものであります。

初めに、資料1「青森市地域福祉計画の一部改定について」を御覧ください。

一部改定の経緯及び主な内容ですが、令和3年3月で計画期間を満了する青森市地域福祉計画は、平成31年2月に策定いたしました青森市総合計画前期基本計画に掲げた基本方向及び主な取組と整合性が図られていることから、その改定に当たりましては、一部改定の主な内容に記載しておりますとおり、青森市総合計画前期基本計画の終期と合わせ計画期間を令和5年度まで延長するほか、統計数値等の時点修正、青森市総合計画体系図に合わせた相関図の修正、目標とする指標の目標値の修正などを行ったものであります。

計画の主な改定部分となりますが、初めに、「第1部 総論」におきましては、「2計画の位置付け」として、青森市総合計画後期基本計画の分野別計画としていたものから、個別計画というふうに変更しております。

また、平成30年4月施行の社会福祉法の改正に伴い、健康福祉政策関連の各計画における上位計画として、本計画を位置づけるものであります。

「3 計画期間」につきましては、先ほど御説明したとおり、期間を3年延長するものとなります。

次に、「第2部 各論」であります。

本計画は、第1章から第5章まで、5つの施策の基本方向と、これらに基づく16の主な取組を設定しており、これらの内容に変わりはありませんが、目標とする指標につきましては、計画期間の延長に伴い、目標値を修正しております。なお、記載にある指標は各章の代表的な目標指標となります。

また、第1章「ノーマライゼーションに対する満足度」及び第5章「地域福祉に対する満足度」につきましては、市民意識調査の指標内容の修正があったことから、令和2年度の目標値が空欄となっているものであり、第2章「地域福祉サポーター登録数」及び第3章「共助ネットワークが構築されている地区数」の基準値につきましては、平成28年度以降に創設した事業でありますことから、基準値が空欄となっているものであります。

続きまして、資料3「青森市障がい者総合プランの一部改定について」を御覧ください。

一部改定の経緯につきましては、青森市地域福祉計画と同様となります。なお、資料5の子ども総合プランにつきましても同様のものとなります。

障がい者総合プランの改定の主な内容につきましても、先ほど御説明いたしました地域福祉計画と同様となっておりますが、平成28年5月の成年後見制度の利用の促進に関する法律の施行により、成年後見制度の利用の促進に関する施策について

の基本的な計画策定が、市町村において努力義務とされたことを踏まえまして、本プランにおける施策の取組を、青森市成年後見制度利用促進基本計画として位置づけることとしました。

これに伴いまして、「第1部 総論」では「2 プランの位置付け」、「第2部 各論」では「第1章 互いを尊重し支え合う社会の形成」において、青森市成年後見制度利用促進基本計画として位置づけております。

次に、「第2部 各論」であります。本計画は、第1章から第4章まで、4つの施策の基本方向とこれらに基づく12の主な取組を設定しており、これらの内容に変わりはありませんが、目標とする指標については、先ほどと同様に、計画期間の延長に伴いまして、目標値を修正しております。

なお、第1章「ノーマライゼーションに対する満足度」については、市民意識調査の指標内容の修正があったことから、また、第3章「障害児通所支援事業の利用者数」については、このたびの一部改定で新たに設定したことから、令和2年度の目標値が空欄となっているものであります。

続いて、資料5「青森市子ども総合プランの一部改定について」を御覧ください。

子ども総合プランの改定の主な内容につきましても、先ほど御説明した地域福祉計画と同様となっておりますが、令和元年6月の子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部改正に伴い、市町村における子どもの貧困対策についての計画の策定が努力義務とされたことを踏まえ、本プランにおける施策の取組を、市町村における子どもの貧困対策についての計画として位置づけております。

これに伴いまして、「第1部 総論」では「2 プランの位置付け」、「第2部 各論」では「第4章 特に支援が必要な子どもや家庭への支援」において、青森市子どもの貧困対策推進計画として位置づけております。

次に、「第2部 各論」であります。本計画は、第1章から第5章まで、5つの施策の基本方向を設定しており、一部改定前に18あった施策は、第4章の「子どもの貧困対策の推進」を施策へ引き上げたことにより、改定後は19施策となっております。

また、目標とする指標については、計画期間の延長に伴い、目標値を修正しております。

資料の説明は以上となりますが、今後、議員の皆様や福祉関係団体の皆様に冊子を配布するとともに、市ホームページにもデータの掲載をすることとしております。

説明は以上でございます。

**○村川みどり委員長** ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。奈良委員。

**○奈良祥孝委員** 前のものと全部、比較はしてみました。こういう方法しかないんだろうけれども、結局、どこが変わったのかを見ると、例えば、一番先のこれを出して、ここで提案されたものをずっと1ページずつめくって行って、違いを比べる

しかないじゃないですか。もっと簡単に分かる方法はないものですかね。これしかないんであればいいんです。自分たちで引っ張り出して、昔のと今のと比べればいいんだけど、例えば変わった部分だけってあるじゃないですか。これ例えば、8ページ、9ページ辺りまでですよ。資料のところは当然にして、平成27年までであったものが変わったりとかしているのは分かる。実際に変わったところだけを知りたいと思ったとき、ちょっと時間がかかり過ぎます。

**○村川みどり委員長** 福祉部長。

**○館山新福祉部長** 今、奈良委員から御指摘があった部分については、当然、我がほうでつくる際には、その辺をきちんと整理した上でつくっております。今回、分かりづらいかもしれませんが、A3のこの概要の部分で、変わった部分を赤字を引いて、少しでも分かりいいようにとやっていますけれども、個々のところがどこが変わったかというところまでは、記載が確かにはありませんので、今後、今頂いた指摘を受けまして、2年先には、また新たな計画を策定していくこととなりますので、その際には、もうちょっと分かりやすい形での説明ができるような資料を作成していきたいと考えております。

**○村川みどり委員長** 奈良委員。

**○奈良祥孝委員** お願いします。

**○村川みどり委員長** ほかに発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○村川みどり委員長** なければ質疑はこれにて終了いたします。

次に、「青森市高齢者福祉・介護保険事業計画第8期計画の策定について」報告を求めます。福祉部長。

**○館山新福祉部長** 青森市高齢者福祉・介護保険事業計画第8期計画の策定について御説明申し上げます。

資料1を御覧ください。

青森市高齢者福祉・介護保険事業計画第8期計画素案に対しまして、昨年11月26日から12月25日までの1か月間、わたしの意見提案制度を実施し、3名の方から5件の御意見を頂いたところであります。

これらに対する市の考え方といたしましては、「記述・整理済」が2件、「反映困難」、「その他」、「対象事項外」がそれぞれ1件として整理させていただいております。

続きまして、本計画につきましては、健康福祉審議会高齢者福祉専門分科会において、これまで5回の審議を経て、取りまとめたものであります。

その内容につきましては、資料2の計画の概要で御説明させていただきます。

昨年11月19日開催の民生環境常任委員協議会において、本計画素案について御説明いたしました。本計画は、「高齢者が住み慣れた地域で安心して自立した暮らしができるまちの実現」を基本理念とし、4つの基本方向の下、2ページに記載し

ております各施策を推進していくこととし、特に、太枠で囲っております「介護予防・重度化防止の推進」、「認知症施策の推進」、「地域包括支援センターの機能の充実」、「災害・感染症対策に係る体制整備」の4つの重点事項として取り組んでいくこととしており、施策の進捗を測るための目標とする指標を主な取組に設定しております。

次に、計画素案から新たに追加した3ページ「Ⅲ 介護保険サービスの事業費及び介護保険料等」について御説明いたします。

3ページを御覧ください。

介護保険料基準額につきましては、月額6679円で、第7期と同額としております。介護保険料に影響する要素といたしましては、介護報酬の改定率が0.7%増となったこと、施設等の整備及び高齢者・要介護等認定者の増加に伴い、介護サービスの利用の増が見込まれることによる介護給付費等の増加などの増要素のほか、第1号被保険者数の増加、食費居住費の助成及び高額介護サービス費の見直しといった国の制度改正、また、介護保険給付費準備基金の取崩しなどの減要素を踏まえ、現在の介護保険料で第8期計画の介護保険事業の安定的な運営が可能であると見込まれることから、第7期と同額としたものであります。

なお、第8期介護保険料段階につきましては、右側にあります「第8期保険料段階表」のとおりとなっております。第7段階から第9段階までの合計所得金額につきましては、国からの通知により変更となる旨示されたことから、変更後の額を記載しております。

また、介護保険料の減免制度であります。引き続き、生計維持が困難なため保険料を納めることができない方に対する本市独自の減免制度を実施し、保険料負担の軽減を図ることとしております。

なお、本計画の詳細な内容につきましては、資料3の冊子のとおりとなっております。

今後におきましては、わたしの意見提案制度の実施結果及び本計画を市ホームページへ掲載するほか、4月15日から5月14日までの間、駅前庁舎、各市民センター等において縦覧を行うこととしております。

なお、令和3年度から令和5年度までの介護保険料等につきましては、先ほどの報告事項、令和3年第1回定例会提出予定案件で御説明いたしました「青森市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」として提出し、御審議いただくこととしております。

説明は以上でございます。

**○村川みどり委員長** ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。赤平委員。

**○赤平勇人委員** 介護保険給付費準備基金を取り崩して、やっているということなんです。11億円取り崩すということなんです。この基金の残はどれぐらいなん

でしょうか。

**○村川みどり委員長** 福祉部長。

**○館山新福祉部長** 第7期終了時点の基金残高の見込みは、約13億円となっておりますので、13億円引く11億円ということで約2億円程度を見込んでおります。

**○村川みどり委員長** 赤平委員。

**○赤平勇人委員** 分かりました。それから、計画の関連なんですけれども、具体的な内容については、これからなんですか。例えば、高齢者虐待が最近増えているということで、強化ということも位置づけられているんですけれども、この具体的な内容というのはこれからなんですか。

**○村川みどり委員長** 福祉部長。

**○館山新福祉部長** 高齢者虐待については、これまでも地域包括支援センター等と連携をしながら対応してきております。特段、今回の計画をもって新たな取組ということはありませんが、これまでどおり引き続き、各事業所、地域包括支援センター等と連携を取りながら、高齢者虐待に対して対応していくこととしております。

**○村川みどり委員長** 赤平委員。

**○赤平勇人委員** 何でこのことを聞いたかという、要望が寄せられていて、高齢者虐待を通報しても、例えば金曜日に通報しても、土日が休みなので、土日の分が寝かされてしまうと。だから、対応が結局、週明け月曜日になってしまって、遅れて手遅れになってしまうという話が結構寄せられているんです。だから、そういった現場の話もよく聞いて、強化というのであれば対応してほしいというふうに思います。これは要望です。

**○村川みどり委員長** ほかに発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○村川みどり委員長** なければ質疑はこれにて終了いたします。

次に、「青森市手数料条例の一部を改正する条例の制定について」報告を求めます。保健部長。

**○浦田浩美保健部長** 令和3年第1回定例会に提出を予定しております青森市手数料条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

この青森市手数料条例の一部を改正する条例の制定につきましては、都市整備部所管が1件、保健部所管が1件となっており、保健部所管分の審査につきましては、都市整備部を所管する都市建設常任委員会に付託されることとなります。

保健部所管の改正内容については、食品衛生法の一部改正が行われたことに伴い、許可業種の再編及び営業届出制度が創設されたことにより、青森市手数料条例別表について所要の改正を行うものとなります。

改正内容について、資料の2の②の内容につきまして、2ページ目の資料で御説明をさせていただきます。

現在、食品衛生法に基づく、食品関係の許可業種は34業種ありますが、昭和47

年以降見直しがされていなかったこと、さらに許可業種以外の業種については、自治体による把握ができていないという実態を踏まえ、法の一部改正により、食中毒等のリスクや過去の食中毒の発生状況を踏まえ、食品衛生上の配慮を特に要するものという観点から見直しが行われ、許可業種を 32 業種へ再編するとともに、営業届出制度が創設されることとなりました。

このことから、食品関係の営業に伴う許可等の手数料を定める青森市手数料条例の一部を改正するものであります。

具体的には、1 つには、魚介類行商及びアイスクリーム類行商を行う事業者は、届出業種となり、青森県魚介類行商及びアイスクリーム類行商に関する条例に定める登録が不要となることから、その登録に係る申請手数料及び行商登録票等の再交付手数料を削除するものであります。

2 つには、飲食店営業等の許可に係る申請手数料の名称について、再編後の 32 業種に呼応する名称に改正するほか、新設された漬物製造業、水産食品製造業等の業種についての手数を定めるものであります。

施行期日につきましては、令和 3 年 6 月 1 日を予定しております。

以上が、令和 3 年第 1 回定例会に提出を予定しております青森市手数料条例の一部を改正する条例の保健部所管に係る概要となります。

報告は以上でございます。

**○村川みどり委員長** ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○村川みどり委員長** 質疑はないものと認めます。

この際、ほかに理事者側から報告事項などありませんか。福祉部長。

**○館山新福祉部長** 先ほど、令和 3 年第 1 回定例会提出予定案件の②の青森市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の制定についての赤平委員からの御質疑で、就労支援員の推移についての御質疑がありました。答えが来ましたので、お答えいたしたいと思います。

就労支援員の数については、市に報告の義務がないことから市では把握しておりません。ただ、通常 1 事業所に最低 1 名の配置という形になっておりますので、就労移行支援事業所の数が現在 6 か所ありますので、6 名以上という形になります。

以上でございます。

**○村川みどり委員長** ほかに理事者側から報告事項などありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○村川みどり委員長** また、委員の皆さんから、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○村川みどり委員長** 以上をもって、本日の案件は全て終了いたしました。

これにて、本日の協議会を閉会いたします。

( 会 議 終 了 )